

国家公務員の育児休業等の利用状況に関する調査結果について

国家公務員においては、女性職員の活躍の推進及び男女全ての職員のワークライフバランスの実現に向けて、各種制度の整備及び活用促進に取り組んでおります。内閣官房内閣人事局及び人事院は、仕事と家庭の両立支援のための制度等の検討に資するため、国家公務員の育児休業等の利用状況に関する3件の調査結果を公表します。

なお、調査結果のポイント及び調査対象等については、次のとおりです。

＜調査結果のポイント＞ ()内は昨年度結果。以下同じ。

《一般職(行政執行法人※1を除く)》

○育児休業の取得状況①

- ・男性職員の1週間以上の取得率※2※3 79.1%、2週間以上の取得率※2※3 73.9%
(参考)男性職員の1日以上取得率※3 80.9%
- ・女性職員の1週間以上の取得率※3 104.8%、2週間以上の取得率※3 104.8%
(参考)女性職員の1日以上取得率※3 104.8%
- ・育児休業期間の平均 男性職員 2.4 月(2.0 月)、女性職員 16.5 月(16.7 月)
全職員 6.9 月(6.8 月)

※1 行政執行法人とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第 103 号)第2条第4項に規定する法人を指す。以下同じ。

※2 こども未来戦略(令和5年 12 月 22 日閣議決定)において、男性職員(一般職)の育児休業取得目標(2025(令和7)年 85%(1週間以上)、2030(令和 12)年 85%(2週間以上))を設定。

※3 「取得率」は、調査対象年度中に子が生まれた職員(育児休業の対象職員に限る)の数(a)に対する同年度中に新たに育児休業を取得した職員数(b)の割合(b/a)。(b)には、前年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、調査対象年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が 100%を超えることがある。

《一般職(行政執行法人を除く)＋特別職》

○育児休業の取得状況①

- ・1日以上取得率 男性職員 52.1%(44.0%)、女性職員 102.8%(102.2%)

○男性職員の「男の産休」の使用状況※4①

- ・「男の産休」5日以上使用率 86.2%(86.7%)
- ・配偶者出産休暇の使用率 92.7%(93.4%)、平均使用日数 1.9 日(1.9 日)
- ・育児参加のための休暇の使用率 90.8%(92.1%)、平均使用日数 4.7 日(4.5 日)

○令和4年度にこどもが生まれた男性職員の育児に伴う休暇・休業※5の取得状況②

- ・子の出生後1年以内の育児に伴う休暇・休業1か月以上の取得率※6 82.2%(85.0%)
(参考)1日以上休暇・休業取得率 96.4%(97.5%)
- ・平均取得日数 56 日(53 日)

※4 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成 26 年 10 月 17 日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定)において、全ての男性職員が配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を5日以上取得することを目標として設定。

※5 育児に伴う休暇・休業とは、以下の 11 項目を指す。

育児休業、育児短時間勤務、育児時間、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇、保育時間、子の看護休暇

※6 「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」(令和元年 12 月 27 日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定)において、こどもが生まれた全ての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できることを目標に設定。

《一般職(※子の看護休暇は行政執行法人を除く)》

○育児休業の取得状況(③)

- ・1日以上取得率 男性職員 80.9%(72.6%)、女性職員 104.7%(99.1%)
- ・育児休業期間の平均 男性職員 2.4 月(2.0 月)、女性職員 16.5 月(16.7 月)
全職員 6.9 月(6.8 月)

○子の看護休暇の使用状況(③)

- ・使用者数 男性職員 13,936 人(10,121 人※7)、女性職員 6,796 人(5,734 人※7)
全職員 20,732 人(15,855 人※7)
- ・使用日数の平均 男性職員 3.7 日(3.2 日※7)、女性職員 4.7 日(3.9 日※7)
全職員 4.0 日(3.4 日※7)

○自己啓発等休業の取得状況(③)

- ・新たに自己啓発等休業した 男性職員 19 人(7人※7)、女性職員 15 人(9人※7)
全職員 34 人(16 人※7)

※7 前回調査は令和3年度のため、()内は令和3年度結果。

<各調査の対象等について>

① 国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ(内閣人事局実施、別添1)

- ・対象:行政執行法人職員の数値を除く一般職国家公務員、防衛省の特別職国家公務員
- ・育児休業の取得率の分子:令和5年度に新たに取得した職員(令和4年度以前に子が生まれた職員も含む。)
- ・男の産休の使用率の分子:令和5年度に新たに取得した職員(令和5年度中に子が生まれた職員で、令和4年度に男の産休を使用した職員も含む。)
- ・育児休業の取得率・男の産休の使用率の分母:令和5年度中に子が生まれた職員

② 男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の1か月以上取得促進に係るフォローアップ(内閣人事局実施、別添2)

- ・対象:行政執行法人職員の数値を除く一般職国家公務員、防衛省の特別職国家公務員
- ・取得率の分子:子の出生後1年以内に育児に伴う休暇・休業を取得した職員
- ・取得率の分母:令和4年度中に子が生まれた職員

③ 仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(人事院実施、別添3)

- ・仕事と家庭の両立支援のための制度等の検討に資するため、令和5年度における一般職国家公務員の育児休業等、子の看護休暇及び自己啓発等休業の取得実態について調査。
- ・対象:
 - (i) 育児休業等(行政執行法人を含む)
 - ・ 令和5年度に子が生まれた常勤職員(育児休業の対象職員に限る。)及び同年度に育児休業、育児短時間勤務又は育児時間を取得した常勤職員。
 - ・ 令和5年度に子が生まれた非常勤職員(育児休業の対象職員に限る。)及び同年度に育児休業又は育児時間を取得した非常勤職員。
 - (ii) 子の看護休暇(行政執行法人を除く)

- ・ 令和5年(暦年)に子の看護休暇(人事院規則 15—14 第 22 条第1項第 11 号)を使用した常勤職員。
 - ・ 令和5年度に子の看護休暇(人事院規則 15—15 第4条第2項第2号)を使用した非常勤職員。
- (iii) 自己啓発等休業(行政執行法人を含む)
- ・ 令和5年度に在職した常勤職員のうち、同年度に自己啓発等休業を開始した職員。

【連絡先】

①、②について 内閣官房内閣人事局インクルージョン促進係
米田、泉、西田、中田、飯嵩 電話 03-6257-3749(直通)
E-mail:w-diversity.z8f@cas.go.jp

③について 人事院職員福祉局職員福祉課
赤池、高橋、安藤 電話 03-3581-5311(内線 2564)